

J R 吉 都 線 利 用 促 進 協 議 会 規 約

(設置及び目的)

第1条 JR吉都線の利用を促進 することにより沿線地域の魅力を広く情報発信し、併せて沿線自治体の交流人口の拡大による地域産業の振興及び活性化、同線の永続的な発展と観光列車の誘致のためにJR吉都線利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) JR吉都線に関する基本的事項
- (2) 利用促進運動その他利用増進方策等存続に関する事項
- (3) 観光列車の誘致及び沿線地域の魅力の再構築に関する事項
- (4) その他関係する地域の交通体系等の調査検討等必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町の長及び議会議長で構成する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、役員は互選により定める。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2人

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者の在任期間とする。

(会議及び議事)

第6条 会議は会長が必要と認められたときにこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、協議会の業務を遂行するために必要と認めるときには、委員以外の関係者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置き、構成市町の企画担当課長及び観光担当課長で組織する。

2 幹事会は第2条に規定する所掌事務の素案を取りまとめるものとする。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は事務局の企画担当課長とし、副幹事長は幹事長が指名する。

4 幹事会は会長から要請を受けたとき又は幹事長が必要と認めたときに、幹事長が招

集する。

(担当者会)

第8条 第7条第2項に規定する事項を具体的に調査研究するため、協議会に担当者会を置く。

2 担当者会は企画担当課職員及び観光担当課職員をもって構成し、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第9条 この協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する市町に置くものとする。

(経費)

第10条 協議会の経費は、構成市町の負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 6年8月30日から施行する。

この規約は、平成17年6月2日から施行し、平成17年3月22日から適用する。

この規約は、平成18年7月6日から施行し、平成18年3月20日から適用する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。